

由利本荘市スポーツ宿泊補助金交付要綱

平成29年4月1日

改正 平成30年2月22日

改正 平成31年3月18日

改正 令和4年3月25日

改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿等のため市外から本市を訪れるスポーツ団体を支援することにより、市内への合宿等の受入を促進し、スポーツ交流の推進と市内スポーツ団体の技術力向上、地域経済の活性化を図ることを目的とする由利本荘市スポーツ宿泊補助金(以下「補助金」という。)の交付について、由利本荘市補助金等の適正に関する条例(平成17年由利本荘市条例第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿等 スポーツの強化練習、強化試合(交流試合、オープン大会参加を含む)及び本市で開催される東北大会規模以上の大会参加のための宿泊を伴う活動をいう。
- (2) スポーツ団体 小学校、中学校、高等専門学校、高等学校、大学及び社会人が所属するスポーツ部、団体等(同好会を含む。)並びに選抜チーム等をいう。
- (3) スポーツ施設等 公立・民間のスポーツ施設、学校体育施設及び施設以外の競技コース
- (4) 宿泊施設 市内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿泊所営業に係る施設(キャンプ場、バンガロー及び少年自然の家等は除く。)をいう。
- (5) 参加者 選手及び指導者等(部長、監督、コーチ及びマネージャー等をいい、保護者や付添人は含まない。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金対象者は、市内のスポーツ施設等を活用し、スポーツ合宿等を実施する市外のスポーツ団体とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 強化練習の場合は、市内のスポーツ施設等を利用し、かつ、市内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊すること。
- (2) 強化試合及び東北大会規模以上の大会に参加の場合は、市内のスポーツ施設等が開催要項等に会場として記載されており、かつ、市内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊すること。
- (3) スポーツ合宿等の参加者が5名以上であること。
- (4) 主に営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
- (6) 宿泊に係る経費について市の他の補助金を受給していないこと。
- (7) その他市長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長の定める期間に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更）計画・収支予算書（様式第2号）
- (2) 宿泊者名簿（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請書を提出したのち申請内容に変更が生じた場合、変更申請書に変更の内容を明らかにする書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の適正な交付を行うために必要と認められるときは、申請に係る事項について当該スポーツ合宿等の遂行を不当に困難とさせない範囲の修正を加えて決定することができる。

- 2 交付の決定をしたのち前条第2項の変更申請書が提出された場合は、前項の規定により再度交付の決定をし通知しなければならない。

(補助金交付申請書の取り下げ)

第 8 条 申請者は、第 7 条の通知を受けた場合において、交付決定若しくはこれに加えられた修正に不服があるときは、補助金交付申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、スポーツ合宿等が終了後 20 日以内に、実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績・収支決算書（様式第 6 号）

(2) 宿泊証明書（様式第 7 号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

(実施期間)

第 10 条 補助事業の期間は令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月22日）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月18日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	スポーツ合宿等に要する経費のうち宿泊料
補助金の額	2, 0 0 0 円×延べ宿泊者数（宿泊者数×宿泊日数） ただし、由利本荘アリーナ宿泊施設の場合は、1, 0 0 0 円×延べ宿泊者数とする
補助限度額	1 団体 1 回当たり 1 人 3 0 泊分を限度とする